

藤沢市子ども・子育て会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、藤沢市子ども・子育て会議条例第2条に定める藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時刻の10分前までに受付を済まさなければならない。

2 受付は、所定の受付票に住所及び氏名を記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を増減することができる。

2 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。

（傍聴することができない者）

第4条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

（1）危険物を持っている者

（2）酒気を帯びている者

（3）前2号に掲げる者のほか、委員長が会議の運営上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）飲食し、又は喫煙しないこと。

（2）議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

（3）みだりに傍聴席を離れないこと。

（4）写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。

（5）前各号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第6条 委員長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

附則

この規則は、平成30年8月9日から施行する。